



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 農用地利用配分計画の認可（農政経済課）…………… 1
- 都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課）…………… 2

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）…………… 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）…………… 4

### 選挙管理委員会事項

- 沖縄県議会議員一般選挙国頭郡選挙区における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定…………… 6
- 沖縄県議会議員一般選挙国頭郡選挙区における当選の効力に関する異議の申出に対する決定…………… 10

### 正 誤

- 平成28年 4月 1日付け公報定期第4433号中訂正…………… 14

## 告 示

### 沖縄県告示第410号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を認可した。

平成28年 7月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
岸本太輔	浦添市内間	八重瀬町字東風平東原909番 1
又吉賢太	宜野湾市我如古	八重瀬町字具志頭川平良原1152番 5ほか1筆
友利克也	南城市大里字稲嶺	南城市知念字久原下後原376番
仲底豊将	南城市佐敷字手登根	南城市佐敷字手登根村北原649番
赤嶺良樹	那覇市楚辺	八重瀬町字東風平前原805番
赤嶺良樹	那覇市楚辺	八重瀬町字世名城竿地原810番 6
上門光	北中城村字熱田	北中城村字安谷屋西後原1402番
平山佳國	うるま市石川伊波	うるま市石川肥前原1597番
比嘉正徳	うるま市字兼箇段	うるま市勝連平敷屋内千久2768番 2

2 認可年月日 平成28年 7月19日

#### 沖縄県告示第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成23年沖縄県告示第268号で認可した中部広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 7月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 中部広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・4・具2号ヌーリ川公園
- 3 事業施行期間 平成23年 4月22日から平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成23年沖縄県告示第268号の事業地にうるま市字平良川河門原を加え、字田場金座原及び河門原地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

#### 沖縄県告示第412号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊見城市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 7月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 豊見城市与根地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年 7月25日から同年12月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 7月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 2月18日 沖縄県指令土第89号、平成28年 5月16日 沖縄県指令土第433号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字赤道赤道原571番1ほか40筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市喜仲一丁目7番14号 つばさ総合企画有限会社 代表取締役 諸橋勲男
- 5 検査済証番号 平成28年 7月14日 第4310号
- 6 工事完了年月日 平成28年 6月22日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成28年 7月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成28年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
  - (3) 申請書等の受付期間 平成28年7月27日（水曜日）から同年8月10日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年6月29日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させ

ない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成28年 7月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフト（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成28年11月30日（水曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

ア 以下のいずれかに該当する者

- (ア) 平成26年 5月30日付け沖縄県公報定期第4252号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れに係る入札参加資格を有すると認められた者
- (イ) 平成26年 7月18日付け沖縄県公報定期第4265号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れに係る入札参加資格を有すると認められた者
- (ウ) 平成27年 5月15日付け沖縄県公報定期第4346号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (エ) 平成28年 6月10日付け沖縄県公報定期第4451号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (オ) 平成28年 7月26日付け沖縄県公報定期第4464号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成28年 8月12日（金曜日）午前12時までに 3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にあつては1日以内に、沖縄本島以外にあつては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者

ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成28年 8月12日（金曜日）午前12時までに 3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することを証明した者

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

#### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成28年 7月27日（水曜日）から同年 8月10日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

#### 4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成28年 7月27日（水曜日）から同年 8月10日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 平成28年9月5日(月曜日)午後2時
  - (2) 場所 沖縄県庁13階第1会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までには沖縄県教育庁総務課(沖縄県庁13階)に納付すること。ただし、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するときは、入札保証金の納付が免除される。
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成28年7月27日(水曜日)から同年8月10日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
  - (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 平成28年9月2日(金曜日)午後5時
    - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
  - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
Lease of computers for education including sets of application software 1 set
  - (2) DELIVERY DUE DATE  
Will be specified on our explanatory pamphlet.
  - (3) BID OPENING  
Date and Time:September 5, 2016(Monday) 2:00 p.m.  
Place:Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The First Meeting Room
  - (4) POINT OF CONTACT

Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,  
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan  
Telephone 098-866-2711

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第43号

当委員会は、平成28年6月5日執行の沖縄県議会議員一般選挙国頭郡選挙区における選挙の効力に関する異議の申出に対し、決定したので、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年 7月26日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

### 決 定 書

沖縄県国頭郡金武町字金武8038番地35

異議申出人総代 崎浜 秀幸

上記異議申出人を総代とする別表の異議申出人ら（以下「申出人ら」という。）から、平成28年6月8日をもって提起された同年6月5日執行の沖縄県議会議員一般選挙国頭郡選挙区（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

### 主 文

本件異議の申出を棄却する。

### 異議の申出の要旨

申出人らは、本件選挙における選挙の効力を無効とする決定を求めて、当委員会に対し、異議の申出をしたものである。

その理由及び主張するところを異議申出書をもとに要約すれば、次のとおりである。

- 1 平成28年6月5日に各開票区で実施された開票作業のうち、伊江村開票区及び伊是名村開票区における投・開票管理及び集計に問題があり、当選人の処分に変更があったとされているが、当該二村に問題が生じた以上、他町村の集計作業に問題が存していたことは容易に推認できる。
- 2 有効投票の判断、確認についても、町村ごとの判断基準に差異があることが考えられ、各町村において統一した公正な有効投票の評価、開票、集計行為がなされていない可能性も否定できない。
- 3 国頭郡選挙区の開票過程において、100票を超える票数が不明朗に増減しており、選挙の公正の確保からしても、極めて重大な疑問がある。これらの投票数の変遷が単なる票数の間違い、集計のためのコンピューター入力の誤作動等といった、事務処理上の問題に起因するものではなく、吉田勝廣（以下「吉田候補」という。）に投票された有効投票が適正に処理されていない可能性、吉田候補に関する投票が無効投票として処理され、あるいは疑問票が適切に処理されていなかった可能性が極めて強い。
- 4 国頭郡選挙区のある開票区における複数名の開票立会人の説明によれば、開票された票数と、吉田候補の有効票として計上、確認された票数に違いがあり吉田候補に対する投票が、不適切に処理された可能性が極めて高いことが指摘されている。通常の選挙と比較しても、異常な票数の変動が発生しており、全投票を検票しなければ、開票行為が適切に行われたことを証することにはならないのであり、選挙の公正に対する信頼を維持するためにも、国頭郡選挙区、全票を検票すべき必要性が極めて高い。
- 5 6月6日午前0時52分にNHKが発表した開票速報99%現在の1%の投票者数は321票であったにも関わらず、最終報告書における具志堅透（以下「具志堅候補」という。）に加算された票数は341票であり、票数にも矛盾が生じている。
- 6 沖縄県選挙管理委員会は、当落変更の理由として、コンピューターによる事務処理入力に原因があったとし、その誤りに気が付いたのは、マスコミ等の開票情報と不一致であったためと発言した。マスコミ各社独自の開票集計調査も誤る可能性は否めないのにも関わらず、県選挙管理委員会がマスコミ報道に翻弄されていた事実が確認できる。

また、選挙を公正に取り仕切り、当落を決定しなければならない立場であるはずの県選挙管理委員会において、公正な当落の判断が決定されたのか信用できない。

- 7 公正な開票作業を取り行うために、開票場の出入りは規制され、限られた人しか出入りできないが、国

頭郡選挙区開票場においては、実際には誰でも出入りできる状況があったことも確認されている。

- 8 沖縄県選挙管理委員会は、残票（未使用投票用紙）の取り扱いについての質問に対して、破棄するよう処分の指示をしたと発言した。

使用された投票用紙（有効票、無効票、白票）の票数と未使用の投票用紙の票数が、各町村へ配付された票数と一致するのかが確認することができない。公職選挙法第17条（※異議申出書のとおり表記）、投票用紙保管義務に抵触するものと考え、証拠隠滅の可能性を示唆するものである。

- 9 沖縄県選挙管理委員会による開票速報の当落変更の理由が、同委員会が主張するような、単純な機械的入力ミスであるとの説明では到底、公正な投票結果が保証されたとは言えないのであり、国頭郡選挙区における投票の検票を行った上で当選人の確定をすべきである。

#### 決定の理由

当委員会は、本件異議の申出の要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申出人らに補正を命じたところ、申出人総代から本件選挙に関して別途提起している当選の効力に関する異議の申出における補正と補正内容は同じである旨を口頭で確認したので、これを適法なものとして認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理を尽くした結果は次のとおりである。

ところで、選挙の効力を争う争訟において、いかなる場合に選挙が無効とされるかは、公職選挙法第205条第1項に規定されるように、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（昭和61年2月18日最高裁判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実生じたところと異なった結果の生ずる可能性がある場合をいう」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。

これらを踏まえ当委員会が行った審理の結果は次のとおりである。

#### 1 異議の申出の要旨1について

開票は、公職選挙法第66条第2項の規定に基づき、開票管理者が開票立会人とともに、投票を点検して行うこととされている。投票の点検を行う場合は、公職選挙法施行令第72条の規定により、開票の事務に従事する者二人に各別に同一の公職の候補者の得票数を計算させなければならないとされ、必ず最小限二人で計算して正確を期することとされている。

投票の点検が終わったときは、公職選挙法第66条第3項の規定に基づき、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長に報告しなければならない。

また、開票管理者は、公職選挙法第70条の規定に基づき開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

本件選挙における各開票区においても、開票立会人の立ち会いのもと開票管理者による投票の点検が行われ、その結果を記した開票録が開票管理者により作成され、開票結果報告書とともに選挙長に提出されている。同年6月7日に本部町にて開催された本件選挙における選挙会においては、11町村開票区の開票管理者からの同報告をもとに各候補者の得票総数の計算がなされていることが、選挙録から確認できる。

本件選挙については、法令で規定されたこれらの手續を経た上で、選挙会において当選人が決定されており、相応の理由もなく各開票区における開票作業に問題があると申出人らの主張は、その根拠や証拠等が一切示されておらず、いずれも抽象的な疑いで、単なる憶測の域を出ない独自の見解であり、具体的な主張立証がない以上採用することはできない。

#### 2 異議の申出の要旨2について

公職選挙法第67条において、投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならないと規定されており、各開票区において必ずしも判断基準を統一しなければならないといった申出人らが主張するような法令上の規定はない。

また、申出人らは、公正な有効投票の評価、開票、集計行為がなされていない可能性も否定できないと主張するが、その根拠や証拠等は一切示されておらず、いずれも抽象的な疑いで、単なる憶測の域を出ない独自の見解であり、具体的な主張立証がない以上採用することはできない。

#### 3 異議の申出の要旨3について

開票過程において100票を超える票数が不明朗に増減しているとあるが、当委員会における投・開票速報において集計値の修正を行ったものの、選挙録及び開票録から確認される限りにおいては、伊江村開票区及び伊是名村開票区はもとより、国頭郡選挙区の各開票区における開票作業の過程においては、100票を超える票数が不明朗に増減したという記録はない。

また、申出人らは、吉田候補に投票された有効投票が適正に処理されていない可能性、吉田候補に関する投票が無効投票として処理され、あるいは疑問票が適切に処理されていなかった可能性が極めて強いと主張しているが、その根拠や証拠等は一切示されておらず、いずれも抽象的な疑いで、単なる憶測の域を出ない独自の見解であり、具体的な主張立証がない以上採用することはできない。

#### 4 異議の申出の要旨4について

申出人らは、複数名の開票立会人の説明によれば、開票された票数と吉田候補の有効投票として計上され確認された票数に違いがあり、吉田候補に対する投票が不適切に処理された可能性が極めて高いことが指摘されていると主張するが、11町村開票区のいずれの開票録にもそのような記載はなく、逆に、いずれも開票録の記載が真正であることを確認したという立会人の署名がなされている。

さらに、申出人らは、通常選挙と比較しても、異常な票数の変動が発生しているとして主張しているが、通常選挙がどの選挙を指し、それと本件選挙とがどのように比較され、異常な票数の変動がどのように発生しているのかについての具体的な内容の説明や立証は一切ない。

よって、これらはいずれも抽象的な疑いで、単なる憶測の域を出ない独自の見解であり、具体的な主張立証がない以上採用することはできない。

#### 5 異議の申出の要旨5について

当委員会の発表した数値ではないため詳細を把握していないことから、当委員会の関知するところではない。

なお、後に修正することとなるが、当委員会の投・開票速報においては、当初、22時30分現在で開票率99.44%の候補者別得票数等を22時55分に、23時00分現在で開票率100%の候補者別得票数等を23時25分に発表し、具志堅候補の得票数は22時30分現在で6,787票、23時00分現在で6,818票であったため、開票率が99.4%から100%となった際に具志堅候補に加算された票数は31票となっていた。

また、集計ミスを修正し最終確定した開票率100%の候補者別得票数においては、具志堅候補の得票数は8,078票であり、22時30分現在での開票率99.44%における得票数との差は、1,291票となっている。

#### 6 異議の申出の要旨6について

当委員会が速報値の集計ミスに気がついたのは、マスコミによる開票集計情報と当委員会における開票集計状況とに差異が見られたことがきっかけである。当委員会ではその差異の内容を確認するため、投・開票集計システムの点検を行ったところ、各市町村からの報告を受け得票数を入力するファイルの一部と市町村別候補者別の集計結果を反映する統合ファイルにおいて、候補者並び順が違っていたことが原因であると判明した。そのため、当委員会では並び順を適切に配置することにより誤った速報値を修正したのであり、マスコミの報道に翻弄されたのではなく、マスコミ報道をきっかけに自ら集計値の点検及び修正を行ったものである。

なお、当委員会では今後の再発防止等を検討するため、平成28年6月17日の委員会会議で改めて集計ミスに係る検証を行ったが、その結果は次のとおりである。平成28年6月5日執行の沖縄県議会議員一般選挙における開票速報事務の集計ミスについては、各市町村における開票事務に係るもの、又は、各市町村から県への報告に係るものではなく、報告を受けた県の開票速報事務における集計ミスによるものであった。

具体的には、当日使用した県の開票速報システムは、担当する16人の職員が各市町村からの報告値をそれぞれ入力すると、これらが統合ファイルに集約され、集計表が作成される仕組みとなっていた。

同システムの16個の入力ファイルについては、告示日前に作成されたことから、各選挙区とも候補者の並びを立候補を表明している現職、そして現職以外の表明者順で置き替えていた。

当該集計ミスは、この16個の入力ファイルについて、告示日後に決定した立候補の届出受理順に並べかえるべきであったが、国頭郡選挙区の伊江村及び伊是名村並びに中頭郡選挙区の北中城村の3村の報告値を入力する1つのファイルのみ、並べかえが行われなかったことによるものである。

それにより、同ファイルの候補者の並びが異なっていたことから、入力した各候補者の得票数が、伊江村及び伊是名村の3候補者、北中城村の5候補者について、それぞれ別の候補者に反映され、集計されてしまったものである。

なお、当委員会による一連の開票速報事務手続の中でこのような集計ミスがあったものの、自ら発見したミスを修正した上で発表した最終確定数値は適正なものとなっており、選挙会において計算された数値とも一致している。

したがって、申出の要旨6の主張は、理由がない。

#### 7 異議の申出の要旨7について

申出人らは、国頭郡選挙区においては、公正な開票作業を取り行うため出入りの制限されている開票場に、誰でも出入りできる状況があったことも確認されていると主張するが、その証拠等は一切示されておらず、当該状況と公正な開票作業との関係について、具体的な主張立証がない以上採用することはできない。

なお、公職選挙法第69条の規定により、選挙人は、その開票所につき、開票の参観を求めることができるとされており、公職選挙法第74条で準用する同法第59条の規定によれば、開票所の秩序保持は開票管理者の職責であり、開票所の秩序をみだす事象がある場合は、具体的な措置をとらなければならないとされている。

#### 8 異議の申出の要旨8について

未使用の投票用紙の取扱いについては、法令上の規定はなく、各選挙管理委員会において取扱いを定めており、本県では「選挙管理事務執行取扱規程（昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第3号）」第54条第2項において、「市町村選挙管理委員会は、国又は県の選挙においては前項の規定により返付を受けた投票用紙（汚損、不使用等の投票用紙）について、当該選挙及び当選の効力が確定した後、速やかに廃棄処分しなければならない」と規定している。

本件選挙に関して、当委員会から未使用の投票用紙の処分の指示は特段に行っていないが、選挙及び当選の効力が確定した選挙区の市町村選挙管理委員会は、同規定に基づき未使用の投票用紙を廃棄処分することとなっている。

#### 9 異議の申出の要旨9について

申出人らは、国頭郡選挙区における投票の検票を行った上で当選人の確定をすべきであると主張するが、当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提としており、何人かその選挙における正しい当選人であるかを争うものであるから、選挙の効力を無効とする決定を求める異議の申出の趣旨と相容れないものである。

また、検票を求めることにより、選挙の効力に関する何を明らかにすることができるのか等について一切示されていないことから、当委員会としては、その必要性を見出すことができず、申出人らの主張を採用することはできない。

なお、当委員会による投・開票速報については、公職選挙法第6条第2項の規定に基づき選挙結果を速やかに選挙人に周知するために実施しているものであり、当該速報によって当選人が決定するものではないため、申出人らの主張を採用することはできない。

しかしながら、当委員会の実施した投・開票速報において集計ミスが生じたことは誠に遺憾であり、関係者に混乱を招いた事実を真摯に受けとめ、その原因究明や再発防止に向けた取組を徹底していく所存である。

以上のとおり、申出人らの本件異議の申出の要旨1乃至9の主張はいずれも理由を欠くものであるため、これを認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成28年 7月14日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

別表

住所	氏名
沖縄県国頭郡大宜味村字田嘉里475番地	安里重和
沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1913番地2	伊芸朝健
沖縄県国頭郡国頭村字辺土名70番地	上原一夫

沖縄県国頭郡恩納村字仲泊194番地 2	大城勝泰
沖縄県国頭郡金武町字金武8036番地 6	瑞慶山良実
沖縄県国頭郡金武町字伊芸898番地	仲間昌信
沖縄県国頭郡金武町字金武1819番地	仲間政治
沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1260番地	平田嗣義
沖縄県国頭郡東村字有銘899番地	宮城勉
沖縄県国頭郡宜野座村字漢那2323番地 2	山内昌慶
沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座379番地 3	真栄田絵麻

### 沖縄県選挙管理委員会告示第44号

当委員会は、平成28年 6月 5日執行の沖縄県議会議員一般選挙国頭郡選挙区における当選の効力に関する異議の申出に対し、決定したので、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年 7月26日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

### 決 定 書

沖縄県国頭郡金武町字金武8038番地35

異議申出人総代 崎浜 秀幸

上記異議申出人を総代とする別表の異議申出人ら（以下「申出人ら」という。）から、平成28年 6月21日をもって提起された同年 6月 5日執行の沖縄県議会議員一般選挙国頭郡選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

### 主 文

本件異議の申出を棄却する。

### 異議の申出の要旨

申出人らは、本件選挙における具志堅透（以下「具志堅候補」という。）の当選の効力を無効とする決定を求めて、当委員会に対し、異議の申出をしたものである。

その理由及び主張するところを異議申出書をもとに要約すれば、次のとおりである。

- 平成28年 6月 5日に各開票区で実施された開票作業のうち、伊江村開票区及び伊是名村開票区における投・開票管理及び集計に問題があり、当選人の処分に変更があったとされているが、当該二村に問題が生じた以上、他町村の集計作業に問題が存していたことは容易に推認できる。
- 有効投票の判断、確認についても、町村ごとの判断基準に差異があることが考えられ、各町村において統一した公正な有効投票の評価、開票、集計行為がなされていない可能性も否定できない。
- 国頭郡選挙区の開票過程において、100票を超える票数が不明朗に増減しており、選挙の公正の確保からしても、極めて重大な疑問がある。これらの投票数の変遷が単なる票数の間違い、集計のためのコンピューター入力の誤作動等といった、事務処理上の問題に起因するものではなく、吉田勝廣（以下「吉田候補」という。）に投票された有効投票が適正に処理されていない可能性、吉田候補に関する投票が無効投票として処理され、あるいは疑問票が適切に処理されていなかった可能性が極めて強い。
- 国頭郡選挙区のある開票区における複数名の開票立会人の説明によれば、開票された票数と、吉田候補の有効票として計上、確認された票数に違いがあり吉田候補に対する投票が、不適切に処理された可能性が極めて高いことが指摘されている。通常の選挙と比較しても、異常な票数の変動が発生しており、全投票を検票しなければ、開票行為が適切に行われたことを証することにはならないのであり、選挙の公正に対する信頼を維持するためにも、国頭郡選挙区、全票を検票すべき必要性が極めて高い。
- 6月 6日午前 0時52分にNHKが発表した開票速報99%現在の 1%の投票者数は321票であったにもかかわらず、最終報告書における具志堅候補に加算された票数は341票であり、票数にも矛盾が生じている。
- 沖縄県選挙管理委員会は、当落変更の理由として、コンピューターによる事務処理入力に原因があった

とし、その誤りに気が付いたのは、マスコミ等の開票情報と不一致であったためと発言した。マスコミ各社独自の開票集計調査も誤る可能性は否めないのにも関わらず、県選挙管理委員会がマスコミ報道に翻弄されていた事実が確認できる。

また、選挙を公正に取り仕切り、当落を決定しなければならない立場であるはずの県選挙管理委員会において、公正な当落の判断が決定されたのか信用できない。

7 公正な開票作業を取り行うために、開票場の出入りは規制され、限られた人しか出入りできないが、国頭郡選挙区開票場においては、実際には誰でも出入りできる状況があったことも確認されている。

8 沖縄県選挙管理委員会は、残票（未使用投票用紙）の取り扱いについての質問に対して、破棄するよう処分の指示をしたと発言した。

使用された投票用紙（有効票、無効票、白票）の票数と未使用の投票用紙の票数が、各町村へ配付された票数と一致するのかが確認することができない。公職選挙法第17条（※異議申出書のとおり表記）、投票用紙保管義務に抵触するものと考え、証拠隠滅の可能性を示唆するものである。

9 沖縄県選挙管理委員会による開票速報の当落変更の理由が、同委員会が主張するような、単純な機械的入力ミスであるとの説明では到底、公正な投票結果が保証されたとは言えないのであり、国頭郡選挙区における投票の検票を行った上で当選人の確定をすべきである。

#### 決定の理由

当委員会は、本件異議の申出の要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申出人らに補正を命じたところ、申出人らから補正書が提出されたので、これを適法なものとして認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理を尽くした結果は次のとおりである。

#### 1 異議の申出の要旨1について

開票は、公職選挙法第66条第2項の規定に基づき、開票管理者が開票立会人とともに、投票を点検して行うこととされている。投票の点検を行う場合は、公職選挙法施行令第72条の規定により、開票の事務に従事する者二人に各別に同一の公職の候補者の得票数を計算させなければならないとされ、必ず最小限二人で計算して正確を期することとされている。

投票の点検が終わったときは、公職選挙法第66条第3項の規定に基づき、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長に報告しなければならない。

また、開票管理者は、公職選挙法第70条の規定に基づき開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名しなければならない。

本件選挙における各開票区においても、開票立会人の立ち会いのもと開票管理者による投票の点検が行われ、その結果を記した開票録が開票管理者により作成され、開票結果報告書とともに選挙長に提出されている。同年6月7日に本部町にて開催された本件選挙における選挙会においては、11町村開票区の開票管理者からの同報告をもとに各候補者の得票総数の計算がなされていることが、選挙録から確認できる。

本件選挙については、法令で規定されたこれらの手続を経た上で、選挙会において当選人が決定されており、相応の理由もなく各開票区における開票作業に問題があると申出人らの主張は、その根拠や証拠等が一切示されておらず、いずれも抽象的な疑いで、単なる憶測の域を出ない独自の見解であり、具体的な主張立証がない以上採用することはできない。

#### 2 異議の申出の要旨2について

公職選挙法第67条において、投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならないと規定されており、各開票区において必ずしも判断基準を統一しなければならないといった申出人らが主張するような法令上の規定はない。

また、申出人らは、公正な有効投票の評価、開票、集計行為がなされていない可能性も否定できないと主張するが、その根拠や証拠等は一切示されておらず、いずれも抽象的な疑いで、単なる憶測の域を出ない独自の見解であり、具体的な主張立証がない以上採用することはできない。

#### 3 異議の申出の要旨3について

開票過程において100票を超える票数が不明朗に増減しているとあるが、当委員会における投・開票速報において集計値の修正を行ったものの、選挙録及び開票録から確認される限りにおいては、伊江村開票区及び伊是名村開票区はもとより、国頭郡選挙区の各開票区における開票作業の過程においては、100票を超える票数が不明朗に増減したという記録はない。

また、申出人らは、吉田候補に投票された有効投票が適正に処理されていない可能性、吉田候補に関する投票が無効投票として処理され、あるいは疑問票が適切に処理されていなかった可能性が極めて強いと

主張しているが、その根拠や証拠等は一切示されておらず、いずれも抽象的な疑いで、単なる憶測の域を出ない独自の见解であり、具体的な主張立証がない以上採用することはできない。

#### 4 異議の申出の要旨 4 について

申出人らは、複数名の開票立会人の説明によれば、開票された票数と吉田候補の有効投票として計上され確認された票数に違いがあり、吉田候補に対する投票が不適切に処理された可能性が極めて高いことが指摘されていると主張するが、11町村開票区のいずれの開票録にもそのような記載はなく、逆に、いずれも開票録の記載が真正であることを確認したという立会人の署名がなされている。

さらに、申出人らは、通常の選挙と比較しても、異常な票数の変動が発生しているとして主張しているが、通常の選挙がどの選挙を指し、それと本件選挙とがどのように比較され、異常な票数の変動がどのように発生しているのかについての具体的な内容の説明や立証は一切ない。

よって、これらはいずれも抽象的な疑いで、単なる憶測の域を出ない独自の见解であり、具体的な主張立証がない以上採用することはできない。

#### 5 異議の申出の要旨 5 について

当委員会の発表した数値ではないため詳細を把握していないことから、当委員会の関知するところではない。

なお、後に修正することとなるが、当委員会の投・開票速報においては、当初、22時30分現在で開票率99.44%の候補者別得票数等を22時55分に、23時00分現在で開票率100%の候補者別得票数等を23時25分に発表し、具志堅候補の得票数は22時30分現在で6,787票、23時00分現在で6,818票であったため、開票率が99.4%から100%となった際に具志堅候補に加算された票数は31票となっていた。

また、集計ミスを修正し最終確定した開票率100%の候補者別得票数においては、具志堅候補の得票数は8,078票であり、22時30分現在での開票率99.44%における得票数との差は、1,291票となっている。

#### 6 異議の申出の要旨 6 について

当委員会が速報値の集計ミスに気がついたのは、マスコミによる開票集計情報と当委員会における開票集計状況とに差異が見られたことがきっかけである。当委員会ではその差異の内容を確認するため、投・開票集計システムの点検を行ったところ、各市町村からの報告を受け得票数を入力するファイルの一部と市町村別候補者別の集計結果を反映する統合ファイルにおいて、候補者並び順が違っていたことが原因であると判明した。そのため、当委員会では並び順を適切に配置することにより誤った速報値を修正したのであり、マスコミの報道に翻弄されたのではなく、マスコミ報道をきっかけに自ら集計値の点検及び修正を行ったものである。

なお、当委員会では今後の再発防止等を検討するため、平成28年6月17日の委員会会議で改めて集計ミスに係る検証を行ったが、その結果は次のとおりである。平成28年6月5日執行の沖縄県議会議員一般選挙における開票速報事務の集計ミスについては、各市町村における開票事務に係るもの、又は、各市町村から県への報告に係るものではなく、報告を受けた県の開票速報事務における集計ミスによるものであった。

具体的には、当日使用した県の開票速報システムは、担当する16人の職員が各市町村からの報告値をそれぞれ入力すると、これらが統合ファイルに集約され、集計表が作成される仕組みとなっていた。

同システムの16個の入力ファイルについては、告示日前に作成されたことから、各選挙区とも候補者の並びを立候補を表明している現職、そして現職以外の表明者順で置き替えていた。

当該集計ミスは、この16個の入力ファイルについて、告示日後に決定した立候補の届出受理順に並べかえるべきであったが、国頭郡選挙区の伊江村及び伊是名村並びに中頭郡選挙区の北中城村の3村の報告値を入力する1つのファイルのみ、並べかえが行われなかったことによるものである。

それにより、同ファイルの候補者の並びが異なっていたことから、入力した各候補者の得票数が、伊江村及び伊是名村の3候補者、北中城村の5候補者について、それぞれ別の候補者に反映され、集計されてしまったものである。

なお、当委員会による一連の開票速報事務手続の中でこのような集計ミスがあったものの、自ら発見したミスを修正した上で発表した最終確定数値は適正なものとなっており、選挙会において計算された数値とも一致している。

したがって、申出の要旨6の主張は、理由がない。

#### 7 異議の申出の要旨 7 について

申出人らは、国頭郡選挙区においては、公正な開票作業を取り行うため出入りの制限されている開票場

に、誰でも出入りできる状況があったことも確認されていると主張するが、その証拠等は一切示されておらず、当該状況と公正な開票作業との関係について、具体的な主張立証がない以上採用することはできない。

なお、公職選挙法第69条の規定により、選挙人は、その開票所につき、開票の参観を求めることができるとされており、また、同法第74条で準用する同法第59条の規定によれば、開票所の秩序保持は開票管理者の職責であり、開票所の秩序をみだす事象がある場合は、具体的な措置をとらなければならないとされているところである。

#### 8 異議の申出の要旨8について

未使用の投票用紙の取扱いについては、法令上の規定はなく、各選挙管理委員会において取扱いを定めており、本県では「選挙管理事務執行取扱規程（昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第3号）」第54条第2項において、「市町村選挙管理委員会は、国又は県の選挙においては前項の規定により返付を受けた投票用紙（汚損、不使用等の投票用紙）について、当該選挙及び当選の効力が確定した後、速やかに廃棄処分しなければならない」と規定している。

本件選挙に関して、当委員会から未使用の投票用紙の処分の指示は特段に行っていないが、選挙及び当選の効力が確定した選挙区の市町村選挙管理委員会は、同規定に基づき未使用の投票用紙を廃棄処分することとなっているところである。

#### 9 異議の申出の要旨9について

当選人は、公職選挙法第80条第1項の規定に基づき開催される選挙会において、開票管理者からの公職選挙法第66条第3項による開票結果の報告を受け、選挙人立ち会いの上、選挙長がその報告を調査し、各公職の候補者の得票総数を計算して決定され、当該決定に基づく当選人の住所及び氏名の告示のあった日から当選の効力が生ずるものである。

なお、当委員会による投・開票速報については、公職選挙法第6条第2項の規定に基づき選挙結果を速やかに選挙人に周知するために実施しているものであり、当該速報によって当選人が決定するものではないため、申出人らの主張を採用することはできない。

しかしながら、当委員会の実施した投・開票速報において集計ミスが生じたことは誠に遺憾であり、関係者に混乱を招いた事実を真摯に受けとめ、その原因究明や再発防止に向けた取組を徹底していく所存である。

以上のとおり、申出人らの本件異議の申出の要旨1乃至9の主張はいずれも理由を欠くものであるため、これを認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成28年 7月14日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

別表

住所	氏名
沖縄県国頭郡大宜味村字田嘉里475番地	安里重和
沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1913番地2	伊芸朝健
沖縄県国頭郡国頭村字辺土名70番地	上原一夫
沖縄県国頭郡恩納村字仲泊194番地2	大城勝泰
沖縄県国頭郡金武町字金武8036番地6	瑞慶山良実
沖縄県国頭郡金武町字伊芸898番地	仲間昌信
沖縄県国頭郡金武町字金武1819番地	仲間政治
沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1260番地	平田嗣義
沖縄県国頭郡東村字有銘899番地	宮城勉

沖縄県国頭郡宜野座村字漢那2323番地 2	山内昌慶
沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座379番地 3	真栄田絵麻

正 誤

平成28年 4月 1日付け公報定期第4433号掲載の「職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（沖縄県人事委員会規則第27号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
12	下から 1	第 5 条第 1 項	第 4 条第 1 項

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14
--	--